

岡山市消防団出動報酬支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市消防団員の定員、給与、服務等に関する条例(昭和39年4月1日市条例第54号。以下「条例」という。)第5条第3項の規定による消防団員に対する出動報酬の支給について必要な事項を定めるものとする。

(出動報酬の対象となる出動)

第2条 支給の対象となる出動は、条例別表第2の左欄に掲げる出動の区分とし、別表1に掲げる対象事案に基づき支給する。

(出動報告書)

第3条 前条の規定により出動した分団は、別表2の出動報告書により当月分をとりまとめ翌月の7日以内に団本部又は管轄消防署に提出すること。

(出動報酬の支給)

第4条 消防団員に対する出動報酬の支給は、条例第5条第3項の規定により支給する。

(出動報酬の支給方法)

第5条 消防団員に対する出動報酬は、条例第6条第1項の規定により、第3条に定める出動報告書に基づいて支給する。

2 消防団員が指定した銀行等の預金口座に出動報酬を振り込みしたときは、支給明細を分団長に一括送付する。

附 則

- 1 平成12年10月1日制定の岡山市消防団費用弁償支給要綱は廃止する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

出動の区分	出動の種類	対象事案	対象者
防衛、警戒等に関する出動	火災	1 消火活動	出動者
		2 現場における鎮火後の再燃防止活動	1車両5名以内の出動とする。
	暴風雨等	1 住民への警報や避難指示等の伝達 2 避難施設等への避難住民の誘導 3 災害防除活動	出動者
		4 災害現場における危険排除	1車両5名以内の出動とする。
	誤報	火災出動指令により出動したものの、後に誤報と判明したもの	出動者
救急業務協力	救急現場における救急隊への支援協力	出動者	

訓練等に関する出動	火災予防等	1 消防水利確保のための草刈り等 2 花火大会、枯れ草焼却等における警備 3 機庫、車両、資機材等の補修、整備、点検	1 車両5名以内の出動とする。 ただし、団長が必要と認めた場合はこの限りでない。
		4 防火パレード他広報活動等の火災予防活動 5 応急手当の普及指導 6 防火指導を兼ねた要援護者宅への個別訪問 7 歳末警備警戒 8 スポーツ大会等への参加を通じた防火意識の啓発 9 老人ホーム等各種施設、団体での防火啓発	団長が必要と認めたものに限る。
	地域協力支援	1 自主防災組織に対する協力支援 2 防火防災に関するもの以外の地域行事に対する協力支援	団長が必要と認めたものに限る。
	研修等	1 県消防学校教育課程 2 救急救命講習 3 その他の研修で団長が認めたもの	受講者
	消防訓練等	1 各種消防訓練 2 水防訓練、防災訓練 3 夏季教養訓練 4 その他の応用訓練	参加者
	操法訓練等	1 地区大会、市大会、県大会 2 上記操法訓練大会出場のための練習については別に定める。	審査員、出場者他
	会議	団長が承認した会議	出席者
	式典等	1 消防出初式の設営準備等 2 辞令交付式 3 車両配置式 4 その他の式典等	出席者

※1 いずれも社会的要請を受けて従事することが消防団の出動であることの要件である。

※2 出動区分「訓練等に関する出動」の行事について、地区、方面隊又は分団で計画したものについては、それぞれ副団長、方面隊長又は分団長から事前の報告により団長の承認を得た出動に限り出動報酬の支給対象とする。

「事前の報告」は様式「分団行事の実施について（報告）」によるものとする。

※3 機庫、車両、資機材等の軽微な整備や点検は支給対象外とする。

※4 地水利調査や夜回り等で管内を徒歩又は消防車で注意喚起の呼び掛けするなど、巡回のみの出動は支給対象外とする。

※5 「地域協力支援」の「団長が必要と認めたものに限る。」とは、消防団でなければその依頼に応えられない出動であることを条件とする。

行事の実行委員の一役割として参加する場合などは、その行事運営に携わるボランティアの住民との整合性も考慮し支給対象外とする。

※6 分団長は、団員の活動状況を把握するため、支給対象外の活動について、その出動時間、種類等を別に定める活動記録簿に記録しておくものとする。

別表2 (第3条関係)

岡山市消防団長 様		年 月 日				
		岡山市消防団 分団				
		分団長				
出 動 報 告 書						
月分の出動が (ありました・ありません) ので報告します。						
出動日時	月 日		月 日			
出動場所						
出動の区分	防御, 警戒等	訓練等	防御, 警戒等 訓練等			
出動時間及び種類	時 分～ 時 分 出動の種類		時 分～ 時 分 出動の種類			
出動消防車数	車両		車両			
番号	階級	氏名	防御, 警戒等	訓練等	防御, 警戒等	訓練等
			4 時 間 未 満		4時間以上	
			～		～	
			～		～	
			～		～	